

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の運用改善について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業については、令和4年2月から給付を開始しているが、この度、国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日付)」に伴い、生活困窮者等への支援措置が強化されることになった。

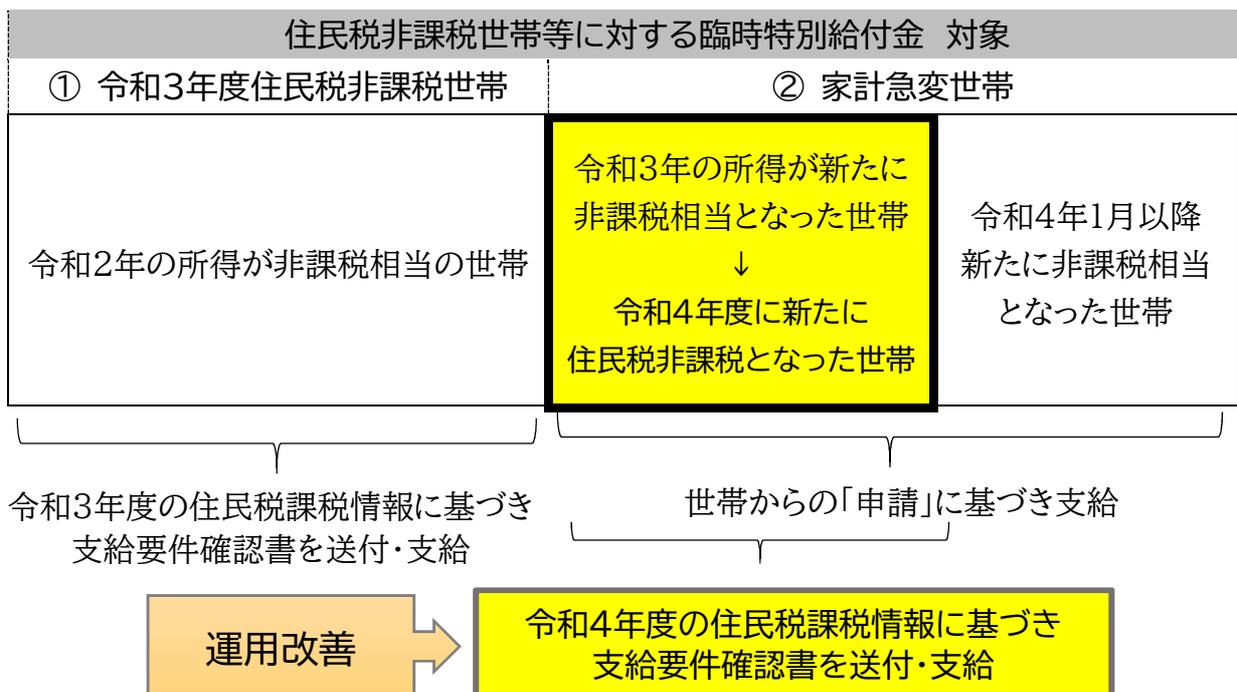
具体的には、令和4年6月1日を基準日として、課税情報を基に、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯に対して、給付を行うこととなったもの。

これを受け、本市においても、新たに対象となった世帯に速やかに給付金を支給するもの。

1 概要

これまで、本事業の対象世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降収入が減少し、住民税非課税世帯相当となった世帯(家計急変世帯)については、申請に基づき、給付を行っていた。今回の運用改善により、課税情報を基に、令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯を抽出し、支給要件確認書を発出して、給付を行うもの(支給済み世帯を除く)。

【運用改善について】



2 運用改善の内容

(1) 支給対象

基準日(令和4年6月1日)に本市に住民票があり、令和4年度に新たに住民税非課税となった世帯(既に本給付金を支給した世帯を除く)

(2) 給付額

1世帯あたり10万円

(3) 運用改善に伴う世帯数

約2万6千世帯

(4) 今後のスケジュール

- ① 支給要件確認書の発送開始日 令和4年6月14日(火)～順次発送
- ② 支給開始日 令和4年6月17日(金)～

(5) 事業費

令和4年度補正(運用改善による家計急変世帯不足分:6千世帯) 905,000 千円
給付金:600,000千円 事務費:305,000 千円

<参考>

令和3年度(令和3年12月補正及び令和4年2月補正) 19,500,000 千円

3 参考:これまでの支給実績(令和4年2~4月末時点)

	申請件数	支給済件数(申請に対する支給率)
令和3年度非課税世帯	138,951 件	135,120 件 (97.2%)
家計急変世帯	706 件	480 件 (68.0%)